

# けんぽQ & A

## Series 16

Q 国民年金第3号被保険者の制度はどのようなものですか？

A はい！

まず、第1号被保険者から第3号被保険者の対象となる方々の説明をします。

第1号被保険者：自営業者や学生など国民年金保険に加入されている方

第2号被保険者：厚生年金保険の加入者（会社員等）及び共済組合の加入者（公務員等）

第3号被保険者：会社員や公務員等国民年金の第2号被保険者（夫など）に扶養される配偶者の方（20歳以上60歳未満）

第3号被保険者である期間は、第1号被保険者期間と異なり、保険料をご自身で納付する必要はなく、保険料納付済期間として将来の年金額に反映されます。

〔第3号被保険者の届出義務〕

- 配偶者の方が、被保険者（第2号被保険者）に扶養されることになった場合

配偶者の方は、被保険者の勤務する会社（事業主）に「国民年金第3号被保険者届」を提出してください。

例1) 花子（配偶者）が平成25年8月1日に結婚し、現在働いていた会社を辞めて太郎（夫）の被扶養者になる場合。（配偶者が60歳未満の場合）

被扶養者（異動）届と添付書類（世帯全員住民票・資格喪失証明書（配偶者が以前働いていた会社で証明）・配偶者状況届等）・「国民年金第3号被保険者届」を太郎の働いている会社へ提出。

例2) 太郎（夫）が退職したり、花子（配偶者）が働きだして扶養から外れた場合。

花子が第1号被保険者になりますので、必ず居住地の市区町村へ「第1号被保険者への種別変更届」を提出してください。

花子自身が就職して被保険者となった場合は「第2号被保険者」となります。